

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

<b>論題</b>	専業主婦世帯に関する一考察 ～専業主婦世帯の割合が高い都道府県の特徴・傾向～
<b>著者 / 所属</b>	前田 泰伸 / 調査情報担当室
<b>雑誌名 / ISSN</b>	経済のプリズム / 1882-062X
<b>編集・発行</b>	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
<b>通号</b>	204号
<b>刊行日</b>	2021-9-3
<b>頁</b>	11-21
<b>URL</b>	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202120402.pdf">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202120402.pdf</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

# 専業主婦世帯に関する一考察

## ～専業主婦世帯の割合が高い都道府県の特徴・傾向～

調査情報担当室 前田 泰伸

### 《要旨》

本稿では、いわゆる専業主婦世帯について、主に都道府県別のデータを用いて考えていくこととする。なお、1980年以降の我が国全体の状況について見ると、共働き世帯数は増加している一方で専業主婦世帯数は減少傾向にあり、近年・現在の国民の意識としては、女性が働くことについて肯定的な意見が多くなっている。

都道府県別に2012年と2017年の専業主婦世帯の割合を見ると、どの都道府県でも2017年の割合は2012年に比べて低下しているが、いずれの年においても、割合が高い（又は低い）都道府県は、顔ぶれとしてはほぼ同じとなっている。この両年について、被説明変数を専業主婦世帯の割合、説明変数を男性の所定内給与、三世帯世帯の割合、保育所の定員の未就学児童に占める割合（保育所定員割合）、妻の非正規雇用割合として重回帰分析を行うと、いずれの説明変数も統計的に有意な結果となり、それぞれが専業主婦世帯の割合に影響を与えていることがうかがえる。

また、2012年と2017年のデータを合わせて1つのデータ（プールドデータ）とし、それぞれの年を表すダミー変数を説明変数に追加して重回帰分析を行った場合も、説明変数はダミー変数を含めてすべて統計的に有意となっている。専業主婦世帯の割合に影響を与える要因としては、所定内給与、三世帯世帯の割合、保育所定員割合、非正規雇用割合のほか、ダミー変数によって表される時代の変化というものも考えられる。

### 1. はじめに

本稿では、いわゆる専業主婦世帯について、都道府県別のデータを用い、計量経済学の方法論に基づいて考えていくこととする。具体的には、専業主婦世帯について、我が国全体での動向や都道府県別の割合などについて概観するとともに、専業主婦世帯の割合が高い都道府県ではどのような特徴・傾向が見ら

れるか（例えば、男性の給与が高い、就学前人口に対する保育所の定員が少ないなど）について、重回帰分析により相関関係を調べようというものである<sup>1</sup>。

なお、本稿の重回帰分析で使用するのは都道府県別のデータであり、そのため、個人や世帯ごとのデータ（個票データ）から分析を行う場合と比べると異なった結果となることもあり得る。しかし、都道府県別のデータの分析でも、専業主婦世帯の割合と都道府県別の特徴・傾向との間で明確な相関関係を確認することができれば（前述のような、男性の給与が高い、就学前人口に対する保育所の定員が少ないなど）、政府が進める女性活躍推進<sup>2</sup>との関係で有益な示唆を得ることもできよう。その意味では、専業主婦の議論は、ある程度の部分は女性の就業促進の議論と裏腹の関係にあるともいえる。ただ、念のため付言すると、筆者としては、人の考え方・ものの見方（価値判断）は様々であり、専業主婦として職業生活以外で自己実現を果たしていきたいという生き方それ自体については、一概に否定されるべきではないと考えている（なお、専業主婦に関する国民の意識については、2（2）において詳述）。

## 2. 専業主婦世帯についての我が国全体での動向

### （1）専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移

最初に、我が国全体での専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移について見ておくこととする（図表1）。この図表は、内閣府「男女共同参画白書」や厚生労働省「厚生労働白書」でも毎年のように掲載されているが、議論の前提として本稿でも確認することとしたい。

図表1を見ると、大まかにいえば、1990年代より前は専業主婦世帯数が共働き世帯数を上回り、1990年代は両者がほぼ拮抗し、2000年代以降は共働き世帯数が多数となり、近年は両者の差が徐々に拡大していることが分かる。なお、少々余談であるが、1990年代は、1991年のバブル崩壊のほか、その後の不況下での非正規雇用の増加（雇用者に占める割合も上昇<sup>3</sup>）、女性の大学（学部）進

---

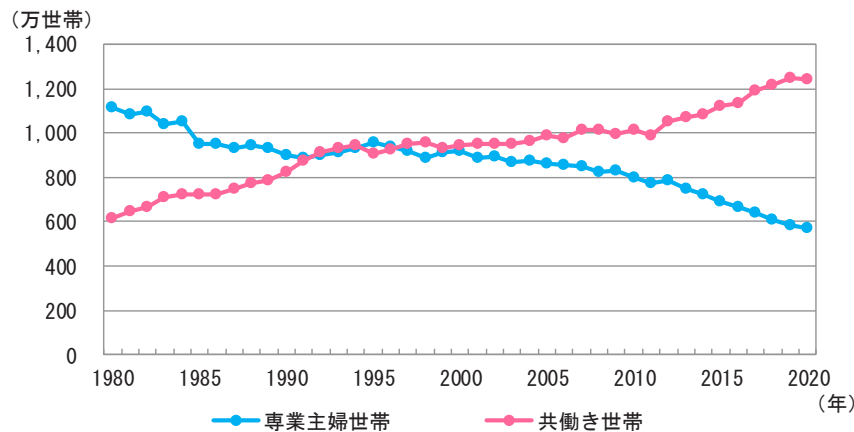
<sup>1</sup> 方法論としては、社会学的な見方やジェンダーの視点、専業主婦の成り立ちに対する歴史的アプローチなど様々なものがあり得るが、これらについては、本稿では特段の言及はせず、それぞれの専門家の研究に委ねることとしたい。

<sup>2</sup> 政策としては、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号））に基づく一般事業主行動計画の策定や優良企業の認定（「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」）など、女性の職業生活における活躍を推進するための諸施策が講じられている。

<sup>3</sup> 非正規雇用の割合は、1990年代前半の20.0%前後から、1990年代後半になると大きく上昇し、2000年には26.2%となっている（総務省「労働力調査特別調査」）。

学率の大幅な上昇（約 15%→約 30%）<sup>4</sup>などが起こっており、我が国の社会に何らかの構造的な変化が生じていた可能性も考えられる。

図表 1 専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移



(注) 1. 原資料は、総務省「労働力調査特別調査」（2001年以前）及び総務省「労働力調査（詳細集計）」（2002年以降）である。

2. 「専業主婦世帯」とは、2017年以前は夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯であり、2018年以降は夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯である。

3. 「共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯である。

4. 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

(出所) 労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計」より作成

## （2）専業主婦についての国民の意識

次に、近年における国民の意識についても少々触れておくこととする。最新の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2019）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対して「賛成」の割合が35.0%（「賛成」7.5%＋「どちらかといえば賛成」27.5%）、「反対」の割合が59.8%（「どちらかといえば反対」36.6%＋「反対」23.2%）となっている。女性が職業をもつことについては、「女性は職業をもたない方がよい」の割合が3.9%、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」の割合が4.8%、「子供ができるまでは、職業をもつ方がよい」の割合が6.5%、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が61.0%、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が20.3%となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2015）によると、

<sup>4</sup> 女性の大学（学部）進学率は、1980年後半には12%台から14%台へと徐々に上昇傾向となっており、1990年代には上昇のペースが更に加速している。ただし、短期大学への進学率は、1990年代後半には低下傾向となっている（内閣府「男女共同参画白書」（2021）125頁）。

女性の予定ライフコース<sup>5</sup>（実際になりそうだと考えるコース）としては、「専業主婦コース」7.5%、「再就職コース」31.9%、「両立コース」28.2%、「DINKSコース」3.8%、「非婚就業コース」21.0%、男性がパートナーに望むライフコースとしては、「専業主婦コース」10.1%、「再就職コース」37.4%、「両立コース」33.9%、「DINKSコース」3.3%、「非婚就業コース」3.6%となっている<sup>6</sup>。この2015年の調査では、割合としては、女性、男性とも「再就職コース」が「両立コース」を上回っているが、同じ調査を時系列的に見ると、調査の回を重ねるごとに、「再就職コース」の割合が低下傾向にある一方で、「両立コース」の割合は上昇傾向となっている。

このように、現在では趨勢として女性が働くことに対して肯定的であり、子供ができて就業を続けるべきだと考える人も多くなっている。そのため、現在は、見方を変えれば専業主婦にとって少々肩身が狭い時代ということもいえるかもしれない<sup>7</sup>。

### 3. 専業主婦世帯の割合と都道府県別の傾向

#### (1) 都道府県別に見た専業主婦世帯の割合

ここでは都道府県別に、まずは専業主婦世帯の割合について確認することとする。図表2は、総務省「就業構造基本調査」（2012、2017）により、都道府県別の専業主婦世帯（夫が有業で妻が無業（ただし、妻の年齢が60歳未満）の世帯）<sup>8</sup>の割合を示したものである。

図表2から読み取れることを挙げると、次のようになろう。まずは、いずれの都道府県でも、2017年は2012年に比べて専業主婦世帯の割合が低下していることである。ただ、このことは、専業主婦世帯数が長期的に減少傾向にあることに鑑みれば（図表1参照）、自然の成り行きと思われる。次に、2012年と

<sup>5</sup> 同調査では、理想とするライフコース（理想ライフコース）についても調査が行われているが、本稿では紙幅の関係等もあり、割愛することとした。

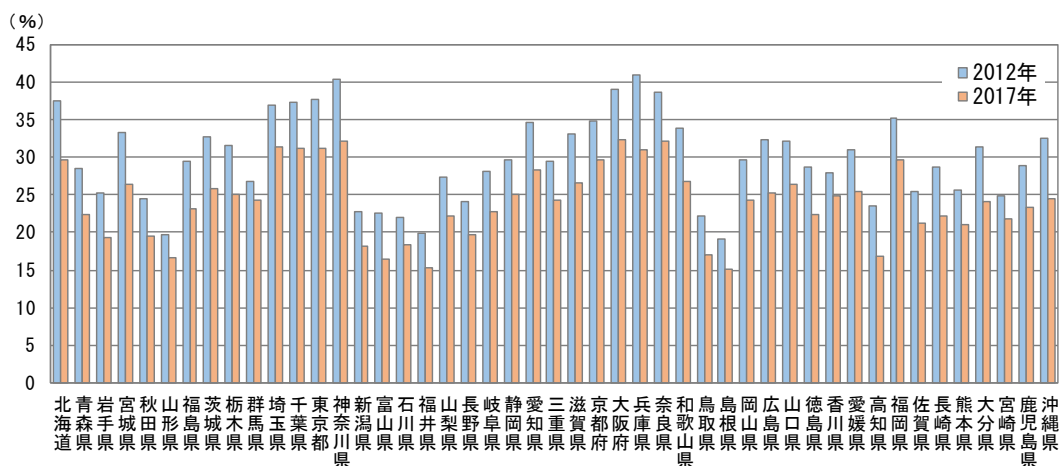
<sup>6</sup> 「専業主婦コース」とは、結婚し子供を持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たないこと、「再就職コース」とは、結婚し子供を持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つこと、「両立コース」とは、結婚し子供を持つが、仕事も一生続けること、「DINKSコース」とは、結婚するが子供は持たず、仕事を一生続けること、「非婚就業コース」とは、結婚せず、仕事を一生続けることをいう。

<sup>7</sup> しゅふJOB総研（株式会社ピーススタイル）が2018年に実施したアンケート調査では、専業主婦（又は主夫）であることに後ろめたさや罪悪感のようなものを覚えたことが「ある」25.4%、「少しはある」31.2%となっている（<https://www.bstylegroup.co.jp/news/shufu-job/news-14837/>）。

<sup>8</sup> 本稿では、専業主婦という語感や子育てとの関係にも鑑み、妻の年齢を60歳未満とし、子供が独立していると考えられる高齢世帯の妻は含めないこととした。

2017年のいずれも、首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）や近畿地方（大阪府、兵庫県、奈良県など）では専業主婦世帯の割合が他の都道府県に比べて相対的に高くなっており、他方、北陸地方（新潟県、富山県、石川県、福井県）や山陰地方（鳥取県、島根県）では専業主婦世帯の割合が低くなっていることである。すなわち、2012年と2017年を比べると、どの都道府県でも専業主婦世帯の割合は低下しているが、同じ年（2012年又は2017年）で見ると、専業主婦世帯の割合が高い（又は低い）都道府県は、顔ぶれとしては同じようなものとなっているのである。そのため、大まかにいえば、2012年から2017年にかけて専業主婦世帯の割合が低下した度合いはいずれの都道府県でもほぼ同程度であり、両年について都道府県別に順位を付けてみた場合も、2012年と2017年で大きな順位の変動は起こっていないと見られる。

図表2 都道府県別に見た専業主婦世帯の割合



(注) 専業主婦世帯とは、妻の年齢が60歳未満の世帯のうち、夫が有業で妻が無業の世帯である。  
(出所) 総務省「就業構造基本調査」(2012、2017)より作成

## (2) 専業主婦世帯の割合が高い都道府県で見られる傾向

次に、専業主婦世帯の割合が高い都道府県ではどのような傾向があるか見ていくこととする。方法としては、被説明変数を専業主婦世帯の割合、説明変数を(男性の)所定内給与(単位は万円)<sup>9</sup>、三世帯世帯の割合<sup>10</sup>、保育所の定員

<sup>9</sup> 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による一般労働者(「短時間労働者」以外の者をいう)の所定内給与(きまって支給する現金給与額のうち、時間外勤務手当等の超過労働給与額を差し引いた額)である。

<sup>10</sup> 厚生労働省「国民生活基礎調査」による。なお、三世帯世帯とは、世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯のことである。



の未就学児童に占める割合（以下、「保育所定員割合」という）<sup>11</sup>、（妻の）非正規雇用割合<sup>12</sup>の4つとして、図表2で示した2012年と2017年について、それぞれ重回帰分析を行う。これらの説明変数を選んだ理由等については後に詳述することとして、重回帰分析の結果を示したものが推計式1である。

推計式1を見ると、4つの説明変数は2012年、2017年とも、いずれも1%の有意水準で有意となっており、それぞれが専業主婦世帯の割合に影響を与えていることがうかがえる。これらの説明変数のうち、まず、所定内給与については、夫の給与だけで生活できる余裕があれば、妻としては無理に働くことはないであろうと思われることから説明変数に加えたものであるが、重回帰分析の結果も、その予想のように、所定内給与が高い都道府県では専業主婦世帯の割合も高くなる傾向となっている。ただし、本稿の分析とは別に実際の家庭の状況に目を向けてみると、実のところは相対的貧困（世帯の所得が全世帯の所得の中央値の半分に満たないこと）の状態にある専業主婦世帯も少なくないようであり<sup>13</sup>、こうした点には留意が必要であろう。

次に、三世帯世帯の割合と保育所定員割合について見ると、係数はいずれもマイナスとなっており、三世帯世帯の割合や保育所定員割合が高い都道府県では専業主婦世帯の割合が低くなる傾向があることが分かる。理由としては、基本的には子育てとの関係を挙げることができ、この点についてはさほど異論はないと思われる。子育て中の女性にとっては、子供の面倒を保育所や（自分又は夫の）親に看てもらうことで基本的に安心して働きに出ることができるが、それとは反対に保育所の充実の度合いが高くない都道府県、核家族世帯<sup>14</sup>の割合が高い都道府県では、傾向として専業主婦世帯の割合が高くなるを得ないと考えられる。ただ、三世帯世帯については、これは私見であるが、日本では“婿入り”より“嫁入り”が一般的であるため、例えば妻が「夫の両親と朝から晩まで物理的にも同じ屋根の下でいるのは少々辛いものがある」と考え、

---

<sup>11</sup> 保育所の定員数は、厚生労働省「福祉行政報告例」による。未就学児童数は、総務省「人口推計」から、便宜的であるが「0～4歳人口」+「5～9歳人口」÷2で計算した。正確な数値ではないが、未就学児童数と同視してもさほど差し支えないと思われる。

<sup>12</sup> 総務省「就業構造基本調査」による。妻が有業で雇用者である世帯のうち、妻が非正規雇用である割合である。

<sup>13</sup> 周燕飛『貧困専業主婦』新潮選書（2019.7）3頁によると、そうした世帯は専業主婦世帯の12%に上るとされている。なお、妻がパートである共働き世帯では、相対的貧困率は9%（同書4頁）とのことである。

<sup>14</sup> 核家族世帯とは、「国民生活基礎調査」では、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯のこととされている。

働きに出ることによって夫の両親との適切な距離感を保とうとしているという側面もあるのではなかろうか<sup>15</sup>。とはいえ、この点についての明確なエビデンスは持ち合わせておらず、今のところは筆者の想像にとどまる。

最後に、非正規雇用割合が高い都道府県ほど専業主婦世帯の割合が高くなる傾向があるが、ここで、“妻”を“女性”と同視して置き換えると、女性の正規

### 推計式 1 専業主婦世帯の重回帰分析

#### ○2012年

$$Y = 18.3 + 0.35X_1 - 0.44X_2 - 0.27X_3 + 0.23X_4 + u$$

(2.75<sup>\*\*\*</sup>) (3.15<sup>\*\*\*</sup>) (-4.38<sup>\*\*\*</sup>) (-6.12<sup>\*\*\*</sup>) (2.83<sup>\*\*\*</sup>)

(R<sup>2</sup> = 0.84)

- (注) 1. Yは専業主婦世帯の割合、X<sub>1</sub>は所定内給与（単位は万円）、X<sub>2</sub>は三世帯世帯の割合、X<sub>3</sub>は保育所定員割合、X<sub>4</sub>は非正規雇用割合である。なお、詳細については、脚注9～脚注12参照。また、uは誤差項である。
2. 定数項とx<sub>1</sub>～x<sub>4</sub>の係数の下の()内の数値はt値（不均一分散に対して頑健な標準誤差による）。右肩の「\*\*\*」は、t値が1%の有意水準で有意であることを示す。R<sup>2</sup>は自由度調整済み決定係数である。
3. データは基本的に2012年のものである。ただし、三世帯世帯の割合については、3年に1回の大規模調査で都道府県別の公表がなされるため、直近の2013年である。
4. データの出所は、総務省「人口推計」（2012）、「就業構造基本調査」（2012）、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2012）、「国民生活基礎調査」（2013）、「福祉行政報告例」（2012）による。

#### ○2017年

$$Y = 9.17 + 0.43X_1 - 0.47X_2 - 0.20X_3 + 0.20X_4 + u$$

(2.08<sup>\*\*</sup>) (4.70<sup>\*\*\*</sup>) (-5.56<sup>\*\*\*</sup>) (-8.82<sup>\*\*\*</sup>) (3.74<sup>\*\*\*</sup>)

(R<sup>2</sup> = 0.88)

- (注) 1. Yは専業主婦世帯の割合、X<sub>1</sub>は所定内給与（単位は万円）、X<sub>2</sub>は三世帯世帯の割合、X<sub>3</sub>は保育所定員割合、X<sub>4</sub>は非正規雇用割合である。なお、詳細については、脚注9～脚注12参照。また、uは誤差項である。
2. 定数項とx<sub>1</sub>～x<sub>4</sub>の係数の下の()内の数値はt値（不均一分散に対して頑健な標準誤差による）。右肩の「\*\*\*」はt値が1%の有意水準で、「\*\*」はt値が5%の有意水準でそれぞれ有意であることを示す。R<sup>2</sup>は自由度調整済み決定係数である。
3. データは基本的に2017年のものである。ただし、三世帯世帯の割合については、直近の大規模調査は2016年であるが、同年は熊本地震の影響により熊本県で調査が実施されていないため、2019年の調査結果によるデータを使用した。
4. データの出所は、総務省「人口推計」（2017）、「就業構造基本調査」（2017）、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2017）、「国民生活基礎調査」（2019）、「福祉行政報告例」（2017）による。

<sup>15</sup> かつては妻が専業主婦でいることが男の甲斐性という風潮もあったかと思われるが、現在では趨勢として共働き世帯が多数であり、専業主婦でいることに後ろめたさや罪悪感のようなものを感じる人も少なくはない（図表1、前掲脚注7参照）。



雇用の割合（分母は雇用者（＝「正規雇用」＋「非正規雇用」））が高い都道府県では女性が働いている割合も高いであろうということとなる。したがって、女性活躍推進の観点から女性の就業を更に促進しようという方向で考えると、重要なことは、非正規雇用として働く女性の正規雇用への転換を進めるとともに、正規雇用として就職した女性には、結婚や出産などの際に一旦離職するのではなく、育児休業制度を始めとする各種支援策を活用しつつ、正規雇用としての就業を継続してもらおうということとなる。なお、人の生き方・考え方は様々であり、むしろ正規雇用ではなく非正規雇用として働きたいという人も少なくないと思われるが、そうした考えが一概に否定されるべきでないということは、いうまでもないであろう。

### （３）ダミー変数を加えた重回帰分析

このように、推計式 1 では、都道府県別の専業主婦世帯の割合に対して、所定内給与、三世代世帯の割合、保育所定員割合、非正規雇用割合の 4 つの説明変数がいずれも統計的に有意であり、決定係数（自由度調整済み）もかなり高い値となっている。ただし、これは、2012 年と 2017 年のそれぞれの年のデータから重回帰分析を行った場合の結果であり、それぞれの年で見れば前述の関係が肯定されるとしても、この両年を通して見た場合も同様の関係となるかどうかについては、別途、検討・分析を行う必要がある。

そこで、本稿では、推計式 1 で使用した 2012 年と 2017 年のデータを合わせて 1 つのデータ（プールドデータ）とし<sup>16</sup>、説明変数にそれぞれの年を表すダミー変数<sup>17</sup>を加えて重回帰分析を行うこととする。すなわち、使用するデータは 2012 年のものと 2017 年のものを単純に 1 つにつなげた形となっているが、2012 年、2017 年における固有の事情を表すダミー変数  $D_1$ 、 $D_2$  を説明変数に加えることにより、2012 年から 2017 年までの時間の経過による全国一律の変

---

<sup>16</sup> 集められた（プールされた）データについて、固定効果モデルや変動効果モデルによらずに重回帰分析を行う場合は、学問的な用語ではないが、プールドデータに対する重回帰分析などと呼ばれる。厳密な分析のためには、推計式 1 のデータをパネルデータ（人、世帯、場所等（観察個体）において発生したデータを複数の時点で収集・記録したデータ）として構成し、固定効果モデルや変動効果モデルなどを用いるのが一般的であるが、本稿では、時点が 2012 年と 2017 年の 2 時点ということもあり、ダミー変数を加えて重回帰分析を行うこととした。ただし、この方法は、結果的にはパネルデータに対して年（時間）の固定効果を与えた時間固定効果モデルで分析を行ったのと同様のこととなる。詳細については、西山慶彦ほか『計量経済学』有斐閣（2019.7）233 頁など、計量経済学の教科書を参照。

<sup>17</sup> ダミー変数とは、1 か 0 の値を取る変数のことであり、ある状態であるか、そうでないかといった二者択一の状況を表すために用いられる。

化（換言すれば、仰々しい表現であるが“時代の変化”ともいえる）についても回帰式で表現しようというものである。これらのダミー変数を加えた重回帰分析の結果は、次のようになる（推計式2）。

### 推計式2 ダミー変数を加えた重回帰分析

$$Y = 0.39X_1 - 0.46X_2 - 0.24X_3 + 0.22X_4 + 17.2D_1 + 10.4D_2 + u$$

(5.35\*\*\*)    (-6.75\*\*\*)    (-9.53\*\*\*)    (4.58\*\*\*)    (4.39\*\*\*)    (2.67\*\*\*)

(R<sup>2</sup> = 0.89)

- (注) 1. Yは専業主婦世帯の割合、X<sub>1</sub>は所定内給与（単位は万円）、X<sub>2</sub>は三世帯世帯の割合、X<sub>3</sub>は保育所定員割合、X<sub>4</sub>は非正規雇用割合である。なお、詳細については、脚注9～脚注12参照。また、D<sub>1</sub>は2012年に1、2017年に0の値を取るダミー変数、D<sub>2</sub>は2012年に0、2017年に1の値を取るダミー変数、uは誤差項である。
2. X<sub>1</sub>～X<sub>4</sub>、D<sub>1</sub>、D<sub>2</sub>の係数の下の()内の数値はt値（不均一分散に対して頑健な標準誤差による）。右肩の「\*\*\*」はt値が1%の有意水準で有意であることを示す。R<sup>2</sup>は自由度調整済み決定係数である。
3. 推計の際の技術的な問題により（多重共線性の問題であるが、紙幅の関係もあり、詳細については割愛する）、推計式2では定数項を加えずに推計を行っている。
4. データは基本的に2012年と2017年のものであるが、三世帯世帯の割合については、3年に1回の大規模調査で都道府県別の公表がなされるため、2012年に対応するものは直近の2013年、2017年に対応するものは熊本県もデータに含めるため2019年とした。
5. データの出所は、総務省「人口推計」（2012、2017）、「就業構造基本調査」（2012、2017）、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2012、2017）、「国民生活基礎調査」（2013、2019）、「福祉行政報告例」（2012、2017）による。

推計式2を見ると、推計式1と共通の説明変数である所定内給与、三世帯世帯の割合、保育所定員割合、非正規雇用割合ではt値は1%の有意水準で有意であり、これは、2つのダミー変数（D<sub>1</sub>、D<sub>2</sub>）でも同様である。また、回帰式の当てはまりの良さを表す決定係数（自由度調整済み）も0.89と、かなり高くなっている。こうした結果から考えると、2012年、2017年を通して見た場合でも、所定内給与、三世帯世帯の割合、保育所定員割合、非正規雇用割合の4つの説明変数は都道府県の専業主婦世帯の割合に対して影響を与えており、また、2つのダミー変数によって表される2012年、2017年の固有の事情（あるいは、2012年から2017年の時代の変化）も専業主婦世帯の割合に関係していることがうかがえる。そして、これらの要因が重なり合った結果として、2017年の専業主婦世帯の割合が2012年に比べて低下していることが考えられる。

#### 4. おわりに

以上述べてきたことをまとめると、まず、都道府県の専業主婦世帯の割合については、推計式1、2に即していうと、（男性の）所定内給与、三世帯世帯の

割合、保育所定員割合（保育所の定員の未就学児童に占める割合）、（妻の）非正規雇用割合が影響を与えているということがいえよう。したがって、女性活躍推進の観点に立つ場合には、現実的な施策としては、保育所定員割合の引上げあるいは非正規雇用割合の引下げなどが考えられる。そのためには、保育所整備に注力するほか、非正規雇用の女性については能力や意欲に応じて正規雇用への登用を進め、高校や大学等を卒業して正規雇用として就職した女性については、結婚や出産などの際に離職を余儀なくされないことがないよう、育児休業制度等<sup>18</sup>の仕事と育児の両立支援策を更に拡充するなどの必要がある。ただ、こうした施策については、以前から様々な制度の創設や政府の取組等がなされてきているところである。今後の課題としては、実効性のある施策を具体的にどう進めていくかということになるが、本稿ではそこまで立ち入る余裕はなく、この点については別稿に委ねることとしたい<sup>19</sup>。

次に、推計式2のダミー変数（ $D_1$ 、 $D_2$ ）として表される時代の変化については、それが具体的にどういったことを意味するのか、本稿の分析からは明らかではないことである。ただ、全く手がかりがないわけではなく、本稿で言及したところとの関連では、一つには、専業主婦に関する国民の意識を上げることができよう（これでもまだ漠としているが）。現在の趨勢としては、2（2）で見たように、女性が働くことに対して肯定的な意見が多数であり、子供ができて就業を続けるべきだと考える人が増加傾向を続けている。そのため、夫の収入により生活資金に困ることがなく必ずしも自らが働く必要はないという基本的には専業主婦志望の女性であっても、こうした時代の雰囲気・空気を受けて、子供の面倒を保育所や同居の（自分又は夫の）親に看てもらおうなどして、ともかくも外に出て働くということもあるのではないかと思われる<sup>20</sup>。

また、時代の変化としては、本稿でのこれまでの論述からは少々離れるが、経済的な意味では2012年から2017年にかけての景気の回復・拡大<sup>21</sup>が関係していることも考えられる。経済理論としては、景気が良くなると企業は求人を

---

<sup>18</sup> 総務省「就業構造基本調査」では、育児休業や介護休業のために仕事を一時的に休んでいる場合には、「仕事をしている」に含むとされている。

<sup>19</sup> 拙稿「働く女性の現状と課題」（参議院企画調整室『経済のプリズム』第181号（2019.11）21頁）は、女性活躍推進の観点に基づき、女性の就業分野における課題等について考察したものである。

<sup>20</sup> なお、冒頭で少々言及したように、個人の生き方としては、職業生活以外での自己実現のため専業主婦を選ぶという選択も否定されるべきでないであろう。

<sup>21</sup> 内閣府「景気基準日付」によると、2012年11月を景気の谷とし、その後、2018年10月（暫定）までが景気拡大期とされている。

増やし、多くの企業が求人を増やすと企業間での人材獲得競争が起こるため、給与等の労働条件が向上するのが通常である<sup>22</sup>。そのため、2017年は2012年に比べて給与等の労働条件が向上していたということがあれば、このことは専業主婦にとって外に働きに出ることの誘因となり、専業主婦世帯の割合を低下させる方向に働くという可能性を考えることができる。ただし、景気の回復・拡大に伴う給与の引上げは、推計式1及び2の説明変数である男性の所定内給与も引き上げる可能性があり、その場合には、回帰式のように専業主婦世帯の割合を上昇させる方向で働くこととなる。このように、景気の回復・拡大については、専業主婦世帯の割合に関して相反する2つの効果を想定することができるが、2017年の専業主婦世帯の割合が2012年に比べて低下していることに鑑みれば、どちらかといえば、専業主婦に対して就業を促す前者の効果が大きかったのではないかと思われる<sup>23</sup>。

このように、推計式2のダミー変数 ( $D_1$ 、 $D_2$ ) として表される時代の変化については、幾つかの解釈が考えられるところであるが、その意味内容について具体的・定量的に明らかにするためには、推計式2に対して更に適切な説明変数を追加するほか、調査年を2012年と2017年から更に増やしてパネルデータを構築するなど、更なる工夫を行う必要がある<sup>24</sup>。ただ、本稿では紙幅の関係等によりそこまでの余裕はなく、こうした課題については、いずれ稿を改めて検討することとしたい。

(内線75044)

<sup>22</sup> 給与以外にも、指標としては、有効求人倍率(上昇)や完全失業率(低下)等が考えられる。

<sup>23</sup> この点について定量的に推計を行う場合は、例えば推計式2に女性の所定内給与を加えて重回帰分析を行うことが考えられる。ただし、女性の所定内給与が高い(低い)都道府県では男性の所定内給与も高い(低い)ことが多いと考えられるため、多重共線性の問題により分析がうまく行えないこともあり得る。

<sup>24</sup> パネルデータに都道府県固定効果、年固定効果を加えた分析としては、朝井友紀子ほか「保育所整備と母親の就業率」(内閣府経済社会総合研究所『経済分析』第191号(2016.11)121頁)を参照。また、個人や世帯ごとのデータ(個票データ)を使用できる場合には、女性の就業確率を高める要因についてプロビット分析やロジット分析を行う等の方法が考えられる(鶴光太郎ほか「夫の家事・育児参加と妻の就業決定」(内閣府経済社会総合研究所『経済分析』第198号50頁)(2018.12)では、基本的にこうした方法が採られている)。さらに、図表1のような日本全体での長期的なデータを幾つか使用し、VARモデルによる時系列分析を行うといった方法も考えられる。